

令和4年第4回津南町議会定例会会議録

(12月9日)

招集告示年月日		令和4年11月28日		招集場所		津南町役場議場	
開会	令和4年12月7日午前10時00分			閉会	令和4年12月9日午後2時27分		
応招・ 不応招 出席・ 欠席の別	議席番号	議員名	応招等の別	議席番号	議員名	応招等の別	
	1番	滝沢元一郎	応・出	8番	村山道明	応・出	
	2番	小木曾茂子	応・出	9番	吉野徹	応・出	
	3番	久保田等	応・出	10番	栞原洋子	不・欠	
	4番	関谷一男	応・出	11番	津端眞一	応・出	
	5番	桑原義信	応・出	12番	草津進	応・出	
	6番	江村大輔	応・出	13番	風巻光明	応・出	
	7番	石田タマエ	応・出	14番	恩田稔	応・出	
地方自治 法第121条 の規定に より説明 のため出 席した者 の職・氏名 (出席者： ○印)	職名	氏名	出席者	職名	氏名	出席者	
	町長	桑原悠	○	税務町民課長	小島孝之	○	
	副町長	根津和博	○	農林振興課長 農業委員会事務局長	太田昌	○	
	教育長	島田敏夫	○	観光地域づくり課長	石沢久和	○	
	農業委員会 長	涌井直		建設課長	鴨井栄一郎	○	
	監査委員	藤ノ木勤	○	教育委員会教育次長	高橋昌史	○	
	総務課長	鈴木正人	○	会計管理者	村山詳吾	○	
	福祉保健課長	野崎健	○	病院事務長	小林武	○	
職務のため出席した者の職・氏名	議会事務局長	保坂晃久		議会事務局班長	鈴木真臣		
会議録署名議員	2番	小木曾茂子		12番	草津進		

〔付議事件〕

(12月9日)

- 日程第1 承認第13号 専決処分の承認について（令和4年度津南町一般会計補正予算（第11号））
- 日程第2 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第3 同意第1号 津南町固定資産評価審査委員会委員選任の同意について
- 日程第4 議案第49号 津南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 { 議案第50号 津南町職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第6 { 議案第51号 津南町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 日程第7 { 議案第52号 令和4年度津南町一般会計補正予算（第12号）
- 日程第8 { 議案第53号 令和4年度津南町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第9 { 議案第54号 令和4年度津南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 { 議案第55号 令和4年度津南町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 { 議案第56号 令和4年度津南町簡易水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 { 議案第57号 令和4年度津南町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 { 議案第58号 令和4年度津南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 発議案第6号 インボイス制度施行の延期を求める意見書の提出について
- 日程第15 請願第2号 免税軽油制度の継続を求める請願書
- 日程第16 発議案第7号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出について
- 日程第17 要請第3号 要介護1、2の人の生活援助等の介護保険給付を市町村の総合事業に移行することについての意見書提出に関する要望書
- 日程第18 議員定数等調査について
- 日程第19 発議案第8号 津南町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議員派遣の件について
- 日程第21 委員会の閉会中の継続調査及び審査について

議長の開議宣告

議長（恩田 稔）

本日の欠席届出者は、10 番、栞原洋子議員です。
これより本日の会議を開きます。

—（午前 10 時 00 分）—

議事日程の報告

議長（恩田 稔）

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日 程 第 1

承認第 13 号 専決処分の承認について（令和 4 年度津南町一般会計補正予算（第 11 号））

議長（恩田 稔）

承認第 13 号を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
町長。

町長（桑原 悠）

承認第 13 号を説明申し上げます。
総務課関係では、歳入で、前年度繰越金です。
福祉保健課関係では、歳出で、新型コロナウイルス感染症抗原定性検査キット配布事業に係る消耗品費の増、通信運搬費の増です。
緊急を要する事業であったため、11 月 30 日付けで専決処分をさせていただいたものです。
細部につきましては、担当課長が御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

総務課長（鈴木正人）、福祉保健課長（野崎 健）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—
質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。
これより討論を行います。 —（討論者なし）—
討論はないものと認め、討論を終結いたします。
承認第 13 号について採決いたします。
お諮りいたします。
承認第 13 号は承認することに御異議ありませんか。 —（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。よって、承認第 13 号は承認することに決定いたしました。

日 程 第 2

諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長（恩田 稔）

諮問第 1 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

人権擁護委員の小林幸枝氏が令和 5 年 3 月 31 日をもって 1 期 3 年の任期満了を迎えることから、再度、人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

小林氏の略歴は参考資料のとおりですが、人権擁護委員として適任者であると考えております。

12 月中に法務大臣に推薦を行う必要がありますので、議会の賛同を賜りますようお願い申し上げます。

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

諮問第 1 号について採決いたします。

採決は先例に従い、起立採決によって行います。

人権擁護委員候補者の推薦について、小林幸枝さんを適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、諮問第 1 号について、小林幸枝さんに対する議会の意見は適任とすることに決定いたしました。

日 程 第 3

同意第 1 号 津南町固定資産評価審査委員会委員選任の同意について

議長（恩田 稔）

同意第 1 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

本町固定資産評価審査委員会委員の大澤隆氏が令和4年12月24日をもって6期18年の任期満了を迎えることから、再度選任したいので、議会の同意をお願いするものでございます。

大澤氏の略歴につきましては参考資料のとおりであり、適任者と考えておりますので、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。 —（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

同意第1号について採決を行います。

採決は申合せにより、記名投票をもって行います。

議場を閉鎖いたします。 —（議場を閉鎖）—

ただいま議場に在場する表決権を有する出席議員数は12名です。採決が終了するまで議場の出入りを禁止いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に5番、桑原義信議員、11番、津端眞一議員を指名いたします。

議長（恩田 稔）

投票用紙を配布いたします。 —（投票用紙の配布）—

念のため申し上げます。本案を可とする方は「賛成」と、否とする方は「反対」と記載し、御自身の氏名を併せて記載願います。なお、白票、他事記載、無記名は否とみなします。

投票用紙の配布漏れはありますか。 —（なしの声あり）—

配布漏れなしと認めます。

投票箱の点検を行います。 —（投票箱の点検）—

異常なしと認めます。

これより投票を行います。事務局長の点呼に応じて順次投票を願います。

—（投票の実施）—

議長（恩田 稔）

投票漏れはありますか。 —（なしの声あり）—

投票漏れなしと認め、投票を終了いたします。

これより開票を行います。立会人は所定の席にお着き願います。

—（開票）—

立会人は自席にお戻り願います。

議長（恩田 稔）

開票の結果を申し上げます。投票総数12票。うち、有効投票12票。無効投票0票。有効投票中賛成12票、反対0票。

以上のとおり全員賛成です。よって、同意第1号は同意することに決定いたしました。
議場の閉鎖を解除いたします。 —（議場を開場）—

日 程 第 4

議案第49号 津南町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（恩田 稔）

議案第49号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

人事院勧告及び新潟県人事委員会勧告に基づき、本年度の職員の給与水準改定について、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては、総務課長が説明いたしますので、よろしく願いいたします。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（鈴木正人）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。

13番、風巻光明議員。

（13番）風巻光明

給与の引上げについて質疑を行います。

今の総務課長の御説明で、35歳、おおむね30代半ば以上を上げるということですが、一般的には4月になると、ベースアップということと定期昇給と二本立てでやるわけです。多分、この表でいくと、定期昇給はあるのだけれども、ベースアップの幅が35歳の若年層のほうが多く上がるというお話かと思えます。私が聞きたいのは、35歳から40歳にかけて一番働き盛りで、お金も（子どもを）大学や高校出すために必要な時期にベースアップを行わないということは、私は職員にとって非常に悲しいことではないかなと思います。これは、人事院勧告で決められたということは重々承知の上で質疑しているわけですが、やっぱりそういった子育てで一番お金の掛かる世代、働き盛りの世代も何らか考慮しなければいけないのだろうと。人事院勧告を無視すれば、相当何か指摘を受けるのであれば別ですが、ここまで言うと質問になってしまうのですけれども、そういったことを配慮しなかったのかどうかということをお聞きしたい。特に、津南町はラスパイレス指数が93%ぐらいでしたかね。新潟県の市町村の中でもどちらかというと低いほうなので、指標が出て、やっぱり町独自で

そういった一番働き盛りのお金が掛かる世代にも少しはやってあげたほうが良いのではないかなと思いますけれど、その辺の配慮をされた結果なのかどうか、お聞きしたいと思います。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（鈴木正人）

まずは、私どもは小さな町でございますので、町独自の人事委員会を設置していないところでございます。そういった場合には、国・県の指導で基本的には県の人事委員会の勧告を参考に、それらに準拠するようなかたちでということで、基本的には私ども、国・県の給料表に準拠し、それを運用というかたちのなかで、どう給料を決定していくかというところでは差が付いていたというような状況でございます。国・県の勧告の中では、基本的には民間の状況を調査するなかで、どこの部分を引き上げるというような考え方に立っているということだそうでございます。そういったなかで、今現在、やはり人材の確保という部分で、特に新採用の所に力を入れたい、それから、今まで公務員はどちらかというとな功序列の状況があったわけですが、そうではなくて、しっかり能力に応じた部分を若手にもというような流れがあるということだそうですので、それらを含めて、町として県の給料表に準拠するようなかたちで、今回、改定を行わせていただきたいということでございます。

議長（恩田 稔）

13番、風巻光明議員。

（13番）風巻光明

今、質問したのは、「そういった世代にももう少し手厚くやってやろうよという論議をされたのか、されていないのか」ということを私はお聞きしたつもりで、今の回答だと人事院勧告に準じてやったということなので、その辺をもう一度、すみませんが、お願いします。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（鈴木正人）

その辺りは、町として給料表をどう運用していくかというところにも関わってくると思うのですが、基本的には町の中では、国・県のものに準拠するよう給料表でと考えているところでございます。

議長（恩田 稔）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 49 号について採決いたします。

議案第 49 号について原案に賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第 49 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 5

議案第 50 号 津南町職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日 程 第 6

議案第 51 号 津南町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

議長（恩田 稔）

議案第 50 号及び議案第 51 号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

議案第 50 号及び議案第 51 号について一括して説明を申し上げます。

議案第 50 号では、地方公務員法の改正に基づき、豊富な知識、技術、経験等を持つ高齢期の職員に最大限活躍してもらうため、令和 5 年度から職員の定年を 60 歳から 65 歳に段階的に引き上げるとともに、管理職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制等の導入、60 歳を超える職員の給与に関する措置等を行うため、所要の改正を行うものであります。

議案第 51 号では、定年の引上げに伴い、高齢期職員の多様な働き方のニーズに応える選択肢の一つとして、高齢者部分休業制度を導入するため、条例の改正を行うものであります。

細部につきましては、総務課長が御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（鈴木正人）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

これより一括して質疑を行います。

8 番、村山道明議員。

（8 番）村山道明

私どもはある程度分かるのですけれども、町民が定年を役場だけ 60 歳から 65 歳にいきなりするよと、更に管理職を 3 年も延長するよと、そういうものを果たして理解してくれるのだろうか。一年一年延びているというのは皆さん理解しているのですけれど、今頃になっていき

なり条例で60歳から65歳というのは、なんで決めるのだということに対しての十分な説明をもう1回。例えば、定年延長というのは、給料もそうですけれども、人口も減ったり、技術者もいろいろとそういう職員が必要といたしましょうか、若い人たちがどんどんどんどんというのもありますけれども、本当は後継者を十分育成して、お年寄りには御意見版みたいにきちっと指導していくのが本来かなと思うのです。その点を含めて、町民に対して、この条例で65歳にした、その本意は何かというのを少し御説明してもらいたいです。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（鈴木正人）

大元のところは、国県に準拠しているというところはあるのですけれども、私どもも今現在、職員構成が非常にアンバランスになっているところがございます。そうしたなかで、高齢期の職員の知見、これらをしっかり生かしていく必要はあると考えているところがございます。今現在も再任用の職員制度のなかで、基本的に再任用につきましては1年ごとの契約といたしますか、更新というかたちになっているのですけれども、今後につきましては、1年ではなくてというところが出てくるわけです。それらをしっかり生かしていかなければ、昨日も様々な課題等があるなかでしっかり運営していかなければいけないという話をさせていただいたところがございますけれども、それらをやっていくために、今のアンバランスな職員構成等を含め、しっかりした行政運営ができることを期待してというところで町としては考えております。

議長（恩田 稔）

13番、風巻光明議員。

（13番）風巻光明

この改正を読ませていただいたのですけれども、結論から言うと、今60歳の定年を2年たつごとに1年ずつ延長して、10年後になるかもしれませんが、65歳まで延長するというのは認識しました。管理職は、高度な技術と知識を持った人に限って3年延長する、今のでいくと63歳まで延長するというのは読み取りました。問題は再任用職員ですけれども、これは極端な例からいくと、65歳で定年になったら、更に5年間プラスして70歳まで一応勤めることができるというふうに出てきました。そういうふうには解釈できると思うのですけれども。年金制度は、まだ70歳からというようなことはやっていないし、それから、やっぱり70歳までとなると、いくら少子化といっても雇用の問題とかいろいろ出てきます。その辺、年金とか雇用の問題とか、一応熟慮して検討した結果、66歳から70歳まで再任用をできると決められたのかどうかです。その辺について1点、お伺いします。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（鈴木正人）

まず、現行、再任用制度を運用させていただいております、現行の再任用は、短い時間、あるいはフルタイムで65歳までということと運用させていただいているところでございます。お話のとおり、1年ずつ今度は定年を延ばして、定年が65歳になるということとでございます。原則65歳というところは全て適用になっておりますので、この法が施行された後、完成した状態におきましては、再任用の方につきましては、短時間の再任用という職員だけが残るようなかたちになります。その短時間の再任用の職員についても、基本的には65歳で終わりということになります。職員の定年等に関する条例の第4条の中で、現行もあるのですけれども、それら定められた定年を特別な事情がある場合には最大3年間延ばすことができるという規定がございます。ただ、今まで町としては、条例の中に規定はあるのですけれども、これを運用したという事例はなくて、ここはよほどのことがなければ延ばす部分ではないのかなと思っております。

議長（恩田 稔）

ほかに質疑はありませんか。 —（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

討論、採決はそれぞれ議案ごとに行います。

議長（恩田 稔）

議案第50号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第50号について採決いたします。

議案第50号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

議案第51号について討論を行います。 —（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第51号について採決いたします。

議案第51号について原案に賛成の方の起立を求めます。 —（全員起立）—

全員賛成です。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

議長（恩田 稔）

換気のため11時まで休憩いたします。 —（午前10時53分）—

—（休憩）—

会議を再開いたします。 —（午前11時00分）—

日 程 第 7

議案第 52 号 令和 4 年度津南町一般会計補正予算（第 12 号）

日 程 第 8

議案第 53 号 令和 4 年度津南町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

日 程 第 9

議案第 54 号 令和 4 年度津南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

日 程 第 10

議案第 55 号 令和 4 年度津南町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

日 程 第 11

議案第 56 号 令和 4 年度津南町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）

日 程 第 12

議案第 57 号 令和 4 年度津南町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

日 程 第 13

議案第 58 号 令和 4 年度津南町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

議長（恩田 稔）

議案第 52 号から議案第 58 号まで一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（桑原 悠）

議案第 52 号から議案第 58 号まで一括して主なものを御説明申し上げます。

一般会計及び特別会計において、先ほど条例改正で説明をさせていただいた、今年度の人事院勧告、新潟県人事委員会勧告に基づく人件費の補正及び 4 月人事異動等に伴う人件費補正をさせていただきましたので、よろしくお願ひ申し上げます。各会計の最後に給与費明細書が添付されていますので、御覧ください。

さて、総務課関係では、歳入で、個人番号カード交付事務費国庫補助金の増、町有財産解体撤去補償料の減、新潟県議会議員一般選挙費委託金の増、町有土地売却収入の増、ふるさと支援まちづくり寄附金の増、前年度繰越金の増。歳出で、庁舎及び総務課関係施設の電気料の増、十日町広域事務組合負担金の増、秋山郷インターネット関係修繕料の増、防災行政無線機能向上のための電話回線使用料及び委託料の増、マイナンバー関係の事務費の増、決算資料のための電算処理委託料の増、大割野駐車場除雪作業報酬の増、公用車両消耗品費の増、町有建物解体工事費の減、物件補償料の増、ふるさと支援まちづくり基金積立金の増、ふるさと納税事務費の増、津南町長選挙、新潟県知事選挙、参議院議員通常選挙、津南町議会議員補欠選挙

についての執行額に基づく補正、新潟県議会議員一般選挙費の増、十日町地域広域事務組合消防費負担金の増などがあります。

福祉保健課関係では、歳入で、障害者自立支援給付費国庫及び県負担金の増、国民健康保険基盤安定国庫及び県負担金の減、国民健康保険未就学児均等割保険料国庫及び県負担金の増、後期高齢者医療基盤安定県負担金の減、災害救助費県負担金の増、生活のしづらさなどに関する調査委託金の増。歳出で、生活のしづらさなどに関する調査に係る事務費の増、民生委員協力員に係る費用弁償及びボランティア保険料の増、原油高騰に伴う灯油購入費助成事業補助金及び通信運搬費の増、過年度事業補助金返納金の増、国民健康保険特別会計繰出金の増、障害者介護給付に係る主治医意見書料の増、重度訪問介護、障害者自立訓練及び宿泊型自立訓練に係る給付費の増、身体障害者補装具支給金の増、介護保険特別会計繰出金の増、後期高齢者医療特別会計繰出金の減、ケアハウス関係修繕料の増、不妊治療費助成金の増などがあります。

農林振興課関係では、歳入で、農作物豪雨被害緊急支援事業県補助金の増、強い農業づくり総合支援県交付金の増、環境保全型農業拡大緊急支援事業県補助金の増。歳出で、環境に配慮した資材使用補助金の増、強い農業づくり総合支援交付金の増、農作物豪雨被害緊急支援事業補助金の増、環境保全型農業拡大緊急支援事業補助金の増、森林環境譲与税活用事業補助金の増などがあります。

観光地域づくり課関係では、歳出で、上郷クローブ座電気料の増、竜神の館源泉温度低下対策補助金の増などがあります。

建設課関係では、歳出で、農業集落排水事業特別会計繰出金の増、見倉トンネル外灯及び消雪パイプに係る電気料の増などがあります。

教育委員会関係では、歳入で、埋蔵文化財保存活用整備事業国庫補助金の増。歳出で、保育園、小学校、中学校、公民館、総合センター、なじょもんの電気料の増、ひまわり及び上郷保育園修繕料の増、上郷小学校給食施設修繕費の増、本ノ木遺跡に係る資料パネル作成委託料の増などです。

国民健康保険特別会計では、歳入で、国民健康保険料現年分の減、保険給付費等県交付金の増、一般会計繰入金の減、前年度繰越金の増、社会保障・税番号制度システム整備費等補助金の増。歳出で、マイナンバーカード保険証利用普及促進のための消耗品費の増、補助金申請システム改修委託料の増、医療費通知作成処理委託料の増、国庫支出金及び保険給付費等交付金償還金の増などがあります。

後期高齢者医療特別会計では、歳入で、保険基盤安定繰入金の減、前年度繰越金の増。歳出で、プリンター購入費の増、後期高齢者医療広域連合納付金の減などがあります。

介護保険特別会計では、歳入で、介護保険給付費国庫及び県負担金、国調整交付金、支払基金交付金、一般会計繰入金及び繰越金の増。歳出で、介護サービス等給付金の増などがあります。

簡易水道特別会計、下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計は、主に人件費の補正及び電気料の補正となっております。

細部につきましては、それぞれ担当課長が御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

総務課長（鈴木正人）、福祉保健課長（野崎 健）、農林振興課長（太田 昌）、観光地域づくり課長（石沢久和）、建設課長（鴨井栄一郎）、教育次長（高橋昌史）

—（以下、資料に沿って細部の説明を行う。）—

議長（恩田 稔）

昼食のため、午後 1 時まで休憩をいたします。 —（午後 0 時 03 分）—

—（休憩）—

会議を再開いたします。 —（午後 1 時 00 分）—

議長（恩田 稔）

これより一括して質疑を行います。

12 番、草津進議員。

（12 番）草津 進

総務課長に 2 点、お願いいたします。

足滝公民館が解体されたということで、その清算でありますけれども、この土地は町有地だったのかどうかについて。そして、移転先というものは決まっているのかどうかについて、お願いいたします。

もう 1 点でありますけれども、大割野商協が解散することによって、町の駐車場、そして、バスの待合所の除雪であります。この補正もなされておるわけではありますが、これはどこに委託をするのかについて、お願いいたします。

観光地域づくり課長であります。竜ヶ窪温泉の源泉の温度低下ということで補正をさせていただいていることに感謝をするわけでありますけれども、この原因については追求しておりますか。

また、新年度に向けてどのように考えていくかについて、お願いいたします。これは地域になくしてはならないものでありますので、よろしくお願いいたします。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（鈴木正人）

土地につきましては、町名義となっていたものでございます。今回の補正予算で、その分の歳入ということで、44 万 4,000 円を増額させていただいたところでございます。

それから、移転につきましては、集落のほうでは特に移転等を行わない、新築しないということで聞いております。

それから、バスの待合所の関係でございまして、個人を雇用することを考えております。今まで大割野商協さんが自前で除雪を機械を使ってやっていたところなのですが、それらのやっておられた方、個人を町が雇用して、除雪をお願いするようなかたちを考えております。同じ皆さんです。

議長（恩田 稔）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

竜ヶ窪温泉の源泉温度低下の原因なのですけれども、なにぶん地下にあることになりますので、現時点ではポンプを引き上げて調査しないと分からないものですから、我々の推測でしかないのですけれども、恐らくケーシングと呼ばれる立て坑があるのですけれども、この立て坑が経年劣化によってどこかから水が入り込んできたのではないかなというのが今の段階での推測になります。

新年度予算の方針についてなのですけれども、現在、この調査費、修繕についての予算要求を上げさせていただいているところでございます。

議長（恩田 稔）

13番、風巻光明議員。

（13番）風巻光明

1点は、まず繰越金。今回の補正で約4億3,000万円、使うようになっていきますね。今年度の令和4年度の予算書と令和3年度の決算書で繰越金がどうなっているかということ、令和3年度の決算では繰越金は3億1,100万円です。今年度の予算はどうなっているかということ、繰越金は1億5,000万円。そのほかに繰入金というの也有るのですけれども、これがどういうふうに入り組んでいるか、私はよく分からないのですけれども。いずれにしても、歳入で繰越金増というかたちで補正をかけてきて、もう4億3,000万円も繰越金を使っているわけです。この予算と決算の数字から見ると、はるかに予算もオーバーしているし、決算の繰越金からもはるかにオーバーしているのですけれども、この辺がどうしてこういう繰越金を繰り入れられるのか、その辺が分かりませんので教えてください。

二つ目、今回の補正で電気料が上がったので増額というかたちが一般会計を全部足し算すると約2,000万円増額になっています。特別会計で約1,000万円。これは自前の基金とかを崩しているのもあるし、一般会計から入れるというのもありますけれども。いずれにしても、特別会計と一般会計で3,000万円相当の電気料の補正をやられていると。この電気料が上がってきたのは今年の7月頃からです。どんどんどんどん上がってきたのは。なぜ上がったかというのは分析しておりますけれども、それは別として、この3,000万円の補正予算は、この12月で、7月頃の夏から冬まで上がった分を支払うための補正なのか。それとも、3月まで見越してこの補正を上げているのか、2,000万円、1,000万円。その辺がどういうふうになっているのか、まずお聞きしたい。

もう一つは、ちょっと小さくてつまらないことなのですけれども、福祉保健課の障害者福祉費の自立訓練生活行動訓練で120万円増額の補正が上がっています。私もこの生活行動訓練、参加させてもらっていますけれども、なんでこんな128万円も生活訓練で補正が必要になったのか、その辺の理由を教えてください。これは金額的には小さいのですけれど。

以上、3点でございます。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（鈴木正人）

まず1点目、繰越金の関係でございます。令和4年度当初予算で1億4,500万円の繰越金ということで予算を組み立てさせていただいたところでございます。令和3年度からの実際の繰越額は4億8,400万円程度でございます。今回の12月の補正予算とこれまでの補正を含めまして、繰越金を増額させていただいた金額は4億2,900万円程度でございます。あと、留保が5,000万円程度まだあるところでございます。

それから、2点目電気料の関係でございます。電気料につきましては、年度末までを見込んでの金額というところでございます。

議長（恩田 稔）

福祉保健課長。

福祉保健課長（野崎 健）

障害者介護給付費に関する御質疑でございます。こちらについては、先ほど説明もさせていただいたのですが、7月から障害者の宿泊型、障害の種類は幾つかありますけれども、個別具体的な説明はちょっと言えないのですが、お二人の方が新規入所されて、そこで宿泊型の自立訓練、それから、先ほど議員がおっしゃった生活訓練ということで、こちらの給付費が1か月16万円掛かるということでございます。その2人分の4か月ということで、こちらの自立訓練給付費の128万円という金額が出ているというところで御理解いただきたいと思っております。

議長（恩田 稔）

13番、風巻光明議員。

（13番）風巻光明

福祉保健課は理解できました。

今、総務課長、繰越金が令和3年度の決算書で4億8,000万円とおっしゃいましたよね。ということは、繰越金で計上した3億1,100万円と基金繰入金の一部を使っているという計算。決算書にはもう繰越金は3億1,000万円ということしか載っていないのです。だから、繰入金というのもこっちへ持ってきているのか、それとも、令和4年度の予算には、はっきりと繰越金は1億5,000万円ですと、そのほかに繰入金は4億3,000万円入れますということで、数値的な整合性がどうも取れないので、その辺を聞いてます。そういうことです。

電気料については、3月年度末までを見越しての補正だということですから、3月議会で電気料の補正は上がらないということで考えていいわけですね。

だから、その繰越金の件の整合性、金額の整合性だけお願いします。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（鈴木正人）

9 ページの 19 款繰越金の所を御覧いただきたいと思います。補正前の金額 3 億 7,500 万円ということですが、これは当初予算では 1 億 4,500 万円ということで、ここの欄に金額が入っていたところですが、その後、様々な補正予算を組んでまいりましたので、そこで約 2 億 3,000 万円増額をさせていただいております、今回の補正前までの段階の繰越額が 3 億 7,500 万円、これを予算として繰越額ということで芽出しをさせていただいたものでございます。実際の令和 3 年度からの繰越額が 4 億 8,400 万円ございました。その中のうち、今回は 5,300 万円を繰越金ということで財源で使わせていただきましたので、今回、約 4 億 3,000 万円が繰越金ということで芽出しをさせていただいたものでございます。実際の繰越額が約 4 億 8,000 万円ですので、約 5,000 万円留保があるような状況となっているということでございます。

それから、電気料の関係でございますけれども、電気料はなかなか定額でない、月々幾らと固まっていない、使用量も増減するところでございます、特に冬の間は降雪の状況によって、かなり電気料の動きがある。あるいは、今、燃料調整費という部分で、かなりそこら辺の増減もあるというところで、その辺も見込んで一応 3 月末までの電気料ということで見させていただいておりますが、その状況によっては、もしかすれば 3 月にもう一度お願いさせていただく可能性もあるかもしれないということになります。

議長（恩田 稔）

13 番、風巻光明議員。

（13 番）風巻光明

どうしても分からないのです。では、決算書、予算書に載っている繰越金というのは、その数値が全然当てにならないと言ったらいいのか、そういうことなのでしょう。何かどこから引っ張ってきて補正を掛けているとか、そういうかたちになりますので。どうもそこが分からないのです。もう最後の質疑なのでやめますけれども、そういうことです。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（鈴木正人）

後ほど、実際の金額はどのようにというところをもう少し詳しい資料を用いて御案内させていただきますと思います。よろしく申し上げます。

議長（恩田 稔）

8 番、村山道明議員。

（8 番）村山道明

1 点だけお願いをいたします。農林振興課、24 ページの環境保全型農業拡大緊急支援事業補助金 190 万円、計算すると 32ha だけれど、今は申請中、私も含めて申請中なのですが、こ

んなに増える予測を立てられたのか。自分で考えると、そんなに有機関係は拡大してそんなに増えるのか。今まで田んぼについては減ってきているし、更に来年も減ると思うし。草刈やいろいろありますけれど、そのなかでも畑や田んぼが増えるというのがちょっと分からないのだけれど、こういう出し方はどうなのですか。

議長（恩田 稔）

農林振興課長。

農林振興課長（太田 昌）

ある法人さんが慣行栽培から減農薬減化学肥料のほうに変更したいという申し出もございまして、この数字となっております。

議長（恩田 稔）

7番、石田タマエ議員。

（7番）石田タマエ

まず、福祉保健課長に伺いますが、障害者の扶助費の中の重度訪問介護給付費増460万円という高額になっているのですが、先ほど御説明いただいたなかでは、更に重度化になってきているという御説明いただいたかと思うのですが、これはお一人の方でこれだけ増えたということではよろしいですか。

それから、22ページの教育委員会です。子育て支援センターの補助金の交付金返還が発生しておりますが、これはやはり利用者が当初予定したよりも減ったということで返還、ということは、子育て支援センターの利用が減っているということなののでしょうか。

それから、最後にもう1点、25ページの電気料の件です。観光地域づくり課に伺いたいのですが、上郷クローブ座の電気料が50万円増額ということです。ほかの観光施設とか管理委託を出している所はどういう状況なのか。なぜ上郷クローブ座の電気料増額を。町が直接、電気をずっと払っているからということなののでしょうか。

議長（恩田 稔）

福祉保健課長。

福祉保健課長（野崎 健）

重度障害の関係の給付費の御質疑でございます。今ほど、少し申し上げましたけれども、障害の程度が重度になったということで、このたび補正をお願いしますが、お一人の方ということで御理解いただきたいと思っています。

議長（恩田 稔）

教育次長。

教育次長（高橋昌史）

それでは、22 ページでしょうか。22 節の償還金利子及び割引料というところで 20 万円、補助金交付金の返還金が出ていますよと先ほど御説明したとおりです。令和 3 年度の子ども子育て支援交付金ということで、先ほど御説明申し上げました子育て支援センターの運営に係るものでございます。議員御賢察のように、このコロナ禍でどうしても開館できない時期があったり、利用者がやっぱり減ってきたということで、少し実績が減り返還が生じたものだとということで御理解いただきたいと思います。

議長（恩田 稔）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

上郷クローブ座の電気料なのですけれども、当課管轄で委託をさせていただいている施設が幾つかあります。それぞれの施設ができた当時、現在の契約、委託者に委託をお願いする経緯のなかで、それぞれちょっとずつパターンが違いまして、上郷クローブ座に関して言いますと、NPO 法人越後妻有里山協働機構さんのほうに管理委託をしているわけなのですけれども、電気料、清掃料等、館に掛かる経費については、こちらのほうでお支払いさせていただいて、NPO 法人越後妻有里山協働機構のほうから使った分の電気料等が入ってくるようなことになっております。

議長（恩田 稔）

7 番、石田タマエ議員。

（7 番）石田タマエ

福祉保健課、教育委員会は分かりました。

この上郷クローブ座電気料、最後のことがよく分からなかったのですけれども、上郷クローブ座の電気料をこれだけ増額するという事は、ほかの管理委託に出している施設はきっと委託料か何かで、その辺も含んでの委託料だと思うのですが、当然電気料上がってくるのですけれども、そういう部分で委託料の増額というのは考えていませんか。

議長（恩田 稔）

観光地域づくり課長。

観光地域づくり課長（石沢久和）

当然、当初予算で各施設に管理委託をお願いしているところについては、物価上昇のなかで、かなり厳しい状況かなとは思っております。その営業のなかで、努力をしていただくとことはもちろんだと思っております。新年度予算の中でも、またいろいろと検討していきたいとは思っております。

議長（恩田 稔）

7番、石田タマエ議員。

（7番）石田タマエ

大体分かりました。新年度予算で検討するのではなくて、今これだけ町行政のほうだって、さっき2,000万円だ、1,000万円だというお話もありましたけれども、こういう時期ですので、当然そういった管理委託をしている所への配慮も必要だと思います。

終わります。

議長（恩田 稔）

1番、滝沢元一郎議員。

（1番）滝沢元一郎

二、三点お願いします。

まず、足滝の公民館の敷地については、これは44万円、平米数にするとどのくらいあったのでしょうか。それは全部堤防の敷地になったのでしょうか。それを1点、お伺いします。

それから、農林振興課関係の24ページです。環境に配慮した資材使用のマルチの関係なのですが、150万円、今回補正したということで、今聞きますと価格が高騰したというような話があったのですが、価格が高騰したのは分かるのですが、この150万円というのは、どのぐらいの件数があって価格がどのくらい高騰したからどうなのだということが分かるのでしょうか。

それから、もう一つ総務課関係で広報無線の関係なのですが、今の説明がちょっと分からなかったのですが、交換機の修繕料ですか。電話で再聴取するどうのこうのの工事だというような話だったので、それはどういうことなのでしょうか。

その3点だけお願いします。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（鈴木正人）

足滝の公民館の関係ですが、敷地の全部で4筆分ということになっておりまして、面積は私の手元に資料がございませんので、後ほど、面積等について御案内させていただきたいと思っております。その4筆全てが県の買収の対象になったということでございます。

それから、広報無線の関係でございます。今年度、操作卓の改修工事をさせていただいてるところでございます。その4階の部分の広報無線室の中にある操作卓の改修をさせていただいてるところでございます。これにつきましては、緊急防災・減災事業債を活用させていただいております。緊急防災・減災事業債の活用要件の中で、より機能の向上を図れと求められているところございまして、その一つとして、電話で広報無線を聞ける機能を追加させていただきたいと思っております。要は、無線が流れた後に、電話で広報無線でどんなものが流れたのかというのを確認できる機能ということになっております。想定されるの

は、例えば、町外等に出掛けられていて、もし何かあったときに広報無線でどんなものが流れたかということを知ることができるものでございまして、もちろん町内の外出先でもちょっと聞きたいというときに聞いていただくことができるというところで、特に災害時等に機能強化をという部分で考えているものでございます。

議長（恩田 稔）

農林振興課長。

農林振興課長（太田 昌）

生分解性マルチの購入の関係なのですけれども、お申込みと申しますか、申請いただいている方が53名いらっしゃいます。当初予算では、既存のマルチとの差額が5,000円程度と見込んでおりましたが、あるA商品では6,000円か7,000円の差でございました。B商品にいたっては9,000円、C商品にいたっては7,000円の差ということで、その分が当初見込んでいたよりも大幅にずれてきている状況でございます。

議長（恩田 稔）

6番、江村大輔議員。

（6番）江村大輔

1点だけ、全体に関わるのかもしれませんが、電気料について本当に金額が大きいので、電気料を抑える工夫というのはどんなことをしているか、お伺いします。

議長（恩田 稔）

総務課長。

総務課長（鈴木正人）

今回、電気料の上げ幅が大きかったのは、町のほうは大口の電気だということで、東北電力(株)さんには特別に大口の割引契約というものがございまして、通常の大口の契約よりも安い金額の契約ができていたというところがありました。もうそういう契約がなくなるということで解除された部分。それと、そもそもの電気料が全体的に世の中で上がっている部分ということで、そのダブルパンチを受け、金額的に上げ幅が非常に大きくなっているところでございます。議員御指摘のとおり、こういったなかで本当に電気料の節減を考えていかなければいけないところです。具体的に、この省エネ機器を導入というようなどころには行っておりませんが、あとはもう日々の業務の中で改善しながら減らしていくよりしょうがないと思っておりますので、引き続き省エネについては、脱炭素への取組というところもありますので、しっかり進めていくように指導してまいりたいと思っております。

議長（恩田 稔）

6番、江村大輔議員。

(6番) 江村大輔

契約の内容にもよると思うのですが、年間の中で一番多く使った日の電力が年間の基礎電力になると思うので、各施設だったりトンネルや学校も含めて、そういった契約電力自体を減らす工夫というのにも各関係機関にも聞いてみているのか、お伺いします。

議長 (恩田 稔)

総務課長。

総務課長 (鈴木正人)

現実にはそこまではできていないところでございます。また、その辺りも御意見を参考にしながら、新年度予算もこれから進めていくところでございますので、検討してまいりたいと思います。

議長 (恩田 稔)

ほかに質疑はありませんか。

— (質疑者なし) —

質疑を終結いたします。

討論、採決はそれぞれ議案ごとに行います。

議長 (恩田 稔)

議案第 52 号について討論を行います。

— (討論者なし) —

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 52 号について採決いたします。

議案第 52 号について原案に賛成の方の起立を求めます。

— (全員起立) —

全員賛成です。よって、議案第 52 号は原案のとおり可決されました。

議長 (恩田 稔)

議案第 53 号について討論を行います。

— (討論者なし) —

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 53 号について採決いたします。

議案第 53 号について原案に賛成の方の起立を求めます。

— (全員起立) —

全員賛成です。よって、議案第 53 号は原案のとおり可決されました。

議長 (恩田 稔)

議案第 54 号について討論を行います。

— (討論者なし) —

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 54 号について採決いたします。

議案第 54 号について原案に賛成の方の起立を求めます。

— (全員起立) —

全員賛成です。よって、議案第 54 号は原案のとおり可決されました。

議長 (恩田 稔)

議案第 55 号について討論を行います。 — (討論者なし) —

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 55 号について採決いたします。

議案第 55 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 — (全員起立) —

全員賛成です。よって、議案第 55 号は原案のとおり可決されました。

議長 (恩田 稔)

議案第 56 号について討論を行います。 — (討論者なし) —

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 56 号について採決いたします。

議案第 56 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 — (全員起立) —

全員賛成です。よって、議案第 56 号は原案のとおり可決されました。

議長 (恩田 稔)

議案第 57 号について討論を行います。 — (討論者なし) —

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 57 号について採決いたします。

議案第 57 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 — (全員起立) —

全員賛成です。よって、議案第 57 号は原案のとおり可決されました。

議長 (恩田 稔)

議案第 58 号について討論を行います。 — (討論者なし) —

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

議案第 58 号について採決いたします。

議案第 58 号について原案に賛成の方の起立を求めます。 — (全員起立) —

全員賛成です。よって、議案第 58 号は原案のとおり可決されました。

日 程 第 14

発議案第 6 号 インボイス制度施行の延期を求める意見書の提出について

議長 (恩田 稔)

発議案第 6 号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

13 番、風巻光明議員。

(13 番) 風巻光明

それでは、インボイス制度施行の延期を求める意見書の提出について発議いたします。

提出者は私、風巻光明、賛成者は記入されている 4 名の議員の皆様でございます。ありがとうございました。

それでは、意見書の内容について御説明いたしたいと思っておりますけれども、冒頭に、インボイス制度とはどういうものか、若干簡単に触れさせていただきたいと思っております。

インボイス制度とは、適格請求書発行事業者の登録をし、納入者に消費税を記載した請求書を作成、提出してもらい、買い手側は、提出された書類から仕入税の控除を受けるための制度でございます。こう言うところちょっと難しいのですけれども、どういうことかという、例えば、10万円のものを買ったとすると消費税が10%ですから1万円支払わなければいけないということですが、それに対して、例えば、8万円で仕入れて8,000円の消費税が掛かったという、それもこういった制度がないと払わなければいけないのですけれども、二重課税を防止するという、売る時に払った1万円の消費税から仕入れの時に仕入れ業者に払った8,000円を控除して、実質は、その差額2,000円を消費税として支払うというような制度でございます。この制度は、事業者が納入・販売する消費税額の計算に係る新しいルールでありまして、来年の2023年3月末までに登録して、同年10月からスタートする予定となっております。この目的は、消費税の適正化と平等化とされておりますけれども、買い手である取引相手からインボイスを求められたとき、登録する必要がございます。問題点は、小規模の免税事業者、いわゆる1,000万円以下の売上の事業者は免税事業者になっておりますけれども、こういう事業者がインボイスに登録すると、現行の請求書のほかに、登録番号、適用税率、消費税額などが追加され、各書類のデータの作成管理が必要となります。これにより、詳細な事務処理と管理が発生することと、さらに、インボイスに登録されると、免税事業者であっても、消費税納付が義務付けられます。また、買い手側は、インボイスを発行しない事業者との取引は税額控除が受けられなくなりますので、その事業者との取引を排除するか、あるいは敬遠する行為が発生して、売り手側は販売先を失うなどの危惧が予測されております。

本論に入ります。

現在、日本国内では、新型コロナウイルス感染症が収束することなく、経済が停滞していること、さらに、長引くウクライナ侵攻やアメリカの金利政策の影響を受けて急激な円安となり、ガソリン、石油、LNGなどの高騰をはじめ、輸入依存する原材料や商品など、あらゆる分野で値上げラッシュとなっております。この状態は、まだ1年以上は続くものと見られております。インボイス制度が適用される事業者は、一部の職種を除き、農業者をはじめ、小売業や家内企業、フリーランス、一人親方など、多くの事業者にも適用され、特に当町では小規模農家が半数以上占めているなかで、本制度が適用されることで、ますます農業経営が悪化し、厳しい状況となります。言い換えれば、インボイス制度は立場の弱い小規模事業者にも不利益を与え、地域経済の更なる疲弊を招くことになりかねません。本制度については、激変緩和策も検討されておりますが、当町議会としては、2023年10月施行ではなく、世界情勢と日本経済が落ち着きを戻し、安定するまで延期することを求めます。

よって、地方自治法99条の規定により、「インボイス制度の施行について延期を求める意見書」を提出いたします。

提出先は、内閣総理大臣岸田文雄様、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣の方に提出をしたいと考えております。

以上であります。

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。

8 番、村山道明議員。

（8 番）村山道明

何点かというよりは、お考えをちょっとお聞きしたいのですけれども。先般、税務署に行っていました。そして、分厚い、こういう登録のいろんな説明書で説明を受けてまいりました。税務署は、インボイス制度がもう始まりますという、こういうパンフレットまで用意して、今年になってから皆さん方に全部配布して進めております。聞きますと、ほとんどの企業がもうインボイス制度に申請済みでありますし、そして、このインボイスは消費税率が変わる時に国会で審議されて、一時反対されたわけですが、政府と与党の賛成で、結局は制度が2019年からずっと来て、1年前から正式にスタートの準備に入ったということになって、そして、今現在、野党系統はあんまり反対していません。既成事実にもうなっていますし、そして、税務署、国税庁もスタートラインに立っているということをお聞きいたしましたし、そう考えると、私の考えでは、いずれにしてももう10月からスタートする、ちょっと延期があるにしても、もう始まるということ的前提を考えていって、かえって私どもは早めの指導をしなければならないのではないかとこのほうが優先事項ではないかと思っております。聞くところによると、延期や中止や制度の廃止なんていうのは当然考えられない、それは無理でしょうという大卒の考え方をある所からいろいろ聞きました。そういう点を含めて、やはり私たち議会議員が、それでなくて、逆に指導していくようなかたちで、勉強会に行ってくださいというふうにしたほうがかえって良いのではないかと思っております。確かに、小規模の中小企業等、飲食店等にはダメージが付きものでしょうけれども、いずれにしても、規制事実で始まる以上は、それに対応して、議会も反対だけではなくて、進めていく必要があるのですが、そういうお気持ちはというのはどこかにございませんか。

議長（恩田 稔）

13 番、風巻光明議員。

（13 番）風巻光明

ですから、これを中止せよという反対の意見書ではないわけです。今、村山議員がおっしゃったように、2019年に消費税を10%に上げる時からこういう話があったという話ですけれども、当時の2019年と今の2023年は世の中の情勢が大きく変わっているわけです。それは、新型コロナウイルス感染症が発生したとか、ウクライナ侵攻が始まったとか、アメリカが金利政策を上げたために円安にどんどんなって輸出品がみんな上がった。ですから、一般の庶民というかこういう小規模事業者は、そうでなくても、生活がそういった物価高騰で苦しいなか、更に追い打ちをかけるように、こういったインボイス制度で消費税を支払わなければいけないということになると、生活がますます困窮してくる。いわゆる経済が疲弊してくる。そういう意味で、私は、「経済とか世界情勢が安定するまでの間、延期をしてください。」ということであり、ます。「もう施行されるのが決まっているから、おかしいじゃないか。」ということなのですけれども、今、佐渡市でももう中止と延期の発議がされて、全員賛成で可決されてます。その

他の新潟県内の市町村では、全てとは言いませんけれども、民商系の方から請願が各地で出て、それを請願で取り扱って、やはり延期、中止というのが出ております。そういった意味で、津南町の議会だけがこういったことをするのはいかななものかということには、私は当たらないのかなと思います。ましてや、中小といたしますけれども、冒頭で申し上げなかったのですが、農業協同組合、あるいは森林組合、漁業協同組合、ここに納入するのは、このインボイス制度は除外されております。ですから、津南町の農業を考えた場合、農協にいっぱい納めている人にはあまり被害はないのかななんて思っていますけれど、一般の販売会社に売るとそういったことが要求されるようになる。フリーランスとか、特にアニメーターは、もうこれを見越して廃業している所も非常に多いわけです。じゃあもう商売やめたという所も非常に多いので、やっぱりそういった経済活動を阻害するようなことはもうちょっと先にしてもらいたいという意味で、この発議をしたわけでありまして。実際、津南町の管内で請願が出れば、今度はどうしようかという議会の問題も出てくると思っています。たまたま津南町にはそういった請願が出なかったものですから、もうしびれが切れて、これを発議したということでございます。すみません。回答になったかどうか分かりませんが。

議長（恩田 稔）

8番、村山道明議員。

（8番）村山道明

気持ちは十分分かります。実際は、飲食店の方に聞いたのだけれども、「宴会をしてもらうとか、会社から接待してもらうとか、そういう領収書に対しては、やっぱりインボイス制度でうちも登録しなければいけないのですよ。登録しました。」と、というような飲食店もございました。それは確かに、小規模のそういう方々の影響は当然ありますよね。それは十分承知の上です。ただ、制度そのものがさっき言ったように悪いとは言い切れないので、そこら辺を私ども議員とすれば、十分に手厚く説明したり、そして、「こういうふうなことで将来的にはこの制度なるんだよ。」ということで教えるとか、そういう方向でするのが議員の役員かなと、私はそう思っていたので、御質疑させていただきました。

以上です。ありがとうございます。

議長（恩田 稔）

13番、風巻光明議員。

（13番）風巻光明

表現は悪いかもしれないのですが、抜け道がありまして、簡易課税制度というものがございます。それは今度、1,000万円ではなくて5,000万円以下の事業者です。それは、普通の領収書、マーケットで買うレシートでも消費税が明記されていれば、インボイスを発行しなくてもそれをできるということですから、津南町においては、飲食業、あるいは一般の小売店、サービス業、床屋さんとかパーマ屋さんとか、そういうものは、インボイス制度をやらなくても消費税は免税できるのかなと思っています。そういう考え方でありまして、ぜひ御賛同をお願いしたいと思います。

議長（恩田 稔）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

5番、桑原義信議員。

（5番）桑原義信

「インボイス制度施行の延期を求める意見書の提出について」の発議に賛同します。

「消費税が10%になって大変なのに、今度はインボイスで吸い取られるのか。」「直売所へ野菜を出しているのだが、消費税を負担しなくてはならなくなるの。」かなどと声が寄せられています。年間の売上高が1,000万円以下の業者は、現在、消費税の納税を免除されています。インボイス制度は、この免税業者に納税義務を負わせ、経済的・事務的負担を強いるものです。商店や飲食店だけでなく、個人タクシーや大工、板金や内装業、左官などの一人親方、フリーランスで働く人々など、全ての事業者には大きな負担が掛かります。スーパーや直売所などへ農作物を出荷する農家も対象になります。私たちの周りの野菜を出荷している農家はほとんど免税業者ですが、直売所は負担増を仕入税額控除ができず、自ら負担するか、値下げというかたちで転嫁になります。

また、私たちの自治体でも、インボイスの導入は大きな影響を与えます。公共入札で、例えば土木工事を発注する際に、仕入税額控除をするため、受注業者にインボイスを求めなければなりません。自治体が仕入れの時に支払った消費税相当分のインボイスがなければ、消費税の仕入税額控除ができず、自治体はその分の消費税を背負わなければならなくなります。このようにインボイス制度が始まることで、自治体は売り手としてインボイスを発行する必要が発生するため、現在、免税業者である特別会計も消費税の課税業者として申請せざるを得ません。この結果、売上が1,000万円以下の特別会計は、新たに消費税の課税業者となり、消費税を納税することになります。

また、高齢者の働く場として提供されるシルバー人材センターも業務委託契約で高齢者は個人事業主として扱われるため、高齢者個人がインボイスを発行しなければ、シルバー人材センターは仕入税額控除できず、多額の納税負担が発生します。シルバー人材センターが消費税を負担できないとするならば、高齢者が消費税の課税業者になり、インボイス番号を取得する必要があります。このような高齢者に消費税の課税業者になってわずかばかりの収入から消費税を納税させようとするのがインボイス制度です。免税業者が取引から排除されたり、消費税相当分が値引きされるという問題を抱えたインボイス制度は、私としては中止すべきです。

コロナ禍対策に追われ、インボイス導入準備まで手が届かない事業者が多いなか、インボイス制度導入の延期を求めます。

議長（恩田 稔）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

賛成討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

発議案第6号について採決いたします。

発議案第6号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

—（起立11名、非起立1名）—

賛成多数です。よって、発議案第6号は、原案のとおり可決されました。

日 程 第 15

請願第2号 免税軽油制度の継続を求める請願書

議長（恩田 稔）

請願第2号を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長。

産業建設常任委員長（村山道明）

「免税軽油制度の継続を求める請願書」についてでございます。

お手元にもう配布されておりますが、現在、地方税法付則12条の2の7によって、令和6年3月31日までの間、免税中でございます。これまで冬季観光産業の重要な柱であるスキー場産業の発展に貢献してきた免税軽油制度が令和6年3月末で廃止される状況下にあります。免税軽油制度は、いわゆる道路を走らない機械に使う軽油について、軽油取引税、今1032円10銭であります。を免除する制度です。農業機械、トラクターやほか船舶、倉庫、港湾などに使っておりますフォークリフトなど、道路を使用していない機械の燃料の軽油は免税が認められております。スキー場産業では、索道事業者、ゲレンデの整備車、除雪機械等に使う軽油が今は免税されております。この制度がなくなれば、スキー、スノーボード客などの収入、冬季観光産業に大きな負担増を与えることになり、よって、観光産業や農林水産業の影響に鑑み、免税軽油制度を継続して軽減を図るということで、私たち産業建設常任委員会は請願を採択して、国に対して制度継続を強く要望するものです。

議員各位の賛同をお願いします。

議長（恩田 稔）

委員長報告に対する質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

請願第2号について採決いたします。

請願第2号に対する委員長報告は、採択です。

請願第 2 号について、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、請願第 2 号は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日 程 第 16

発議案第 7 号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出について

議長（恩田 稔）

発議案第 7 号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

8 番、村山道明議員。

（8 番）村山道明

それでは、皆さん方、お手元を御覧いただきたいと思います。免税軽油制度の継続を求める意見書であります。先ほど、私が請願で述べた概要がそのまま記載されてございます。私たち津南町内のスキー場の経営にも免税軽油制度が必要でございますので、ぜひとも御理解をお願いいたします。内容について御賛同をお願いいたします。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

以上です。

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

—（討論者なし）—

討論はないものと認め、討論を終結いたします。

発議案第 7 号について採決いたします。

発議案第 7 号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

—（全員起立）—

全員賛成です。よって、発議案第 7 号は、原案のとおり可決されました。

日 程 第 17

要請第 3 号 要介護 1、2 の人の生活援助等の介護保険給付を市町村の総合事業に移行することについての意見書提出に関する要望書

議長（恩田 稔）

要請第 3 号を議題といたします。

委員長の報告を求めます。

総文福祉常任委員長。

総文福祉常任委員長（石田タマエ）

それでは、要請第3号について御報告いたします。

去る11月14日に「公益社団法人認知症の人と家族の会」新潟県支部代表金子裕美子様より「要介護1、2の人の生活援助等の介護保険給付を市町村の総合事業に移行することについての意見書提出に関する要望書」を受理し、議長より総文福祉常任委員会に付託を受けました。要望の趣旨は、「要介護1、2の人の生活援助等を介護保険給付から市町村の総合事業に移行すること、また、現在、利用者負担が発生しないケアプラン作成費が有料になることなどが議論されています。これらが決定した場合、各市町村での受け皿が整っておらず、混乱を招くおそれがあることや、利用者サイドでは、利用控えなどにつながり更に介護度が進むことが想定される。このようなことから、これらの提案を取り下げるよう国に求める意見書の提出を要望する。」という内容でございます。

詳しい内容につきましては、お手元の資料を御覧いただきたいと思っております。

総文福祉常任委員会では、去る12月7日に審議を行いました。その中の意見では、既に国において、第9期介護保険事業計画では様々な意見があり、強行しないで先送りをする方向が報道されている。また、昨日の一般質問の中でも福祉保健課長の答弁にもありましたとおり、国の方向がまだはっきりと決定してはいないということ。これらの理由により、総文福祉常任委員会では、出席者5名全員が不採択とすることといたしました。

議員各位の御賛同をお願いいたします。

議長（恩田 稔）

委員長報告に対する質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

要請第3号について討論を行います。

まず、本請願採択に賛成の方の発言を許します。

2番、小木曾茂子議員。

（2番）小木曾茂子

一般質問でも問題にさせていただきましたけれども、国は、軍事費が増大することもあるって福祉予算を3割削減するという方針でおります。このことは、今回の改定では反対意見が多いからということで強行しないということになったのですけれども、先送りをするというふうに財務省等は言っております。今回、意見書が付いていなかったということもあるのですけれども、次の議会では、もし意見書がそちらから出なかったら私のほうからでも出して、意見書提出したい考えています。意見です。

以上です。

議長（恩田 稔）

次に、採択に反対の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

反対討論なしと認めます。

次に、採択に賛成の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

賛成討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

要請第 3 号について採決いたします。

要請第 3 号に対する委員長報告は、不採択です。したがって、原案について採択いたしません。

要請第 3 号について、採択することに賛成の方の起立を求めます。

—（起立 2 名、非起立 10 名）—

賛成少数です。よって、要請第 3 号は、委員長報告のとおり不採択することに決定いたしました。

日 程 第 18

議員定数等調査について

議長（恩田 稔）

議員定数等調査についてを議題といたします。

委員長の報告を求めます。

議員定数等調査特別委員長。

議員定数等調査特別委員長（津端眞一）

それでは、報告いたします。

この特別委員会は、昨年の第 3 回の定例会で設置されました議員定数等特別委員会でございますが、今までに 11 回の委員会を開催してまいりました。その結果につきましては、各委員に文書あるいは口頭で説明をしてきたところであります。

その結果、議員定数については、2 名減の 12 名が適当であるとし、この後、発議案を提出させていただきます。

議員報酬については、定数を削減することに加え、若手が議員のなり手となるためには、職業として成り立たない現状を考えると増額が必要であると認識しているところでありますが、全国町村議長会にて、国に対して、町村議会議員の報酬額について調査研究を進めておるところであります。そのようなことから、このことについては、次年度以降に議長会の報告等を参考に検討することといたしました。

定数を減とすることにより、更なる議員活動の活発化を促進するためには政務活動費の増額が必要であるとし、町に増額を求めることといたしました。

以上であります。

議長（恩田 稔）

委員長報告に対する質疑を行います。

—（質疑者なし）—

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

ただいまの報告をもって、議員定数等調査特別委員会の調査は終了といたします。

日 程 第 19

発議案第8号 津南町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議長（恩田 稔）

発議案第8号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

11番、津端眞一議員。

（11番）津端眞一

今ほど説明をいたしました、提案理由の説明を行います。

特別委員会を立ち上げてから1年と数か月たったわけであり、いろいろと意見がありましたが、最終的には、2名削減し12名とすることが適当であるという結論になったところがあります。

前々回、平成27年の改選時に定数を14とした際には、町の人口は1万人を超えておったわけですが、平成28年度中に1万人を割り、現在は9,000人を下回っているところであります。

特別委員会では、定数は現状維持が良い、先を見て4名削減するのも良いと、いろいろと検討した結果、人口減少に合わせ、率先して議員定数を減らしていくのではなく、これからの津南町をより良く住みやすい魅力のあるまちにするためには、次期改選から2名減にとどめて12名で議会を運営していくことが適当であると判断するものであります。

先ほど申し遅れましたが、政務活動費について、町長に答申いたしました。審議委員会では、前向きに検討をしていただいた回答があったところであり、改選期から、もう一度この件については、前向きに検討していただけるということでもあります。

以上であります。

議長（恩田 稔）

これより質疑を行います。

7番、石田タマエ議員。

（7番）石田タマエ

今ほど、委員長の御意見を伺ったのですが、まず一つには、当然人口減少に伴ってというのは全国的な動きでもありますし、分かります。若者が出られるようなということなのですが、今のこういった議会の在り方で、定数だけ減らしたところで、若者が出られるという根拠は何かありますか。

（11番）津端眞一

ありません。

議長（恩田 稔）

7番、石田タマエ議員。

（7番）石田タマエ

では、定数を減らすという理由は、ともかく人口減少という、それに比例してということですか。

議長（恩田 稔）

11番、津端眞一議員。

（11番）津端眞一

それもありますが、今まで検討してきたなかで、町民のアンケート、議員の皆さんの意見を頂戴したなかで、確かに4名削減という意見もありました。現状維持という意見もありました。ずっと最初から議員定数についてはそういった議論を重ねたなかで、いきなり減らすのはまずいだろうと。ある自治体では、14名から10名にして非常に議会運営困っていると。減らしたものを増やすわけにいかないというような意見も頂戴しております。そういったなかで、いろいろ議論を重ねたなかで2名削減が適当であろうと。ただ、ここで報酬を上げてくださいというわけにもいかないだろうというようなことで、現状でという結論に達したわけでありませぬ。決して若者が出やすいという状況ではないと私も認識しております。なるべく次の議会からは、そういった議論を重ねたなかで、やはり世代交代をするべきだと思っておりますし、若者が出やすいような条件整備をしていくよう、あと数か月ですけれども、議員各位にお願いしながら、全員で検討していただければ大変有り難い。そんなふうに思っておりますので、議員各位の賛同を求めるところであります。

議長（恩田 稔）

ほかに質疑はありませんか。

—（質疑者なし）—

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

5番、桑原義信議員。

（5番）桑原義信

津南町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定、議員定数削減案に反対します。

議会アンケートの結果は、多いは56.3%、少ない・現状維持合わせて41.4%です。少ない・現状維持が4割に達しています。アンケートは、動向調査で圧倒的多数ではありません。4割を超えた民意も尊重しなくてはなりません。削減ではなく、現状維持の理由は、住民とのつながりの面で見ると、最近の津南町の人口8,989人から、定数14人で642人、12人に削減すると749人となり、住民の声が届きにくくなります。議員定数削減は、若い層の議員への挑戦もますます厳しくなります。各委員会で一議員減ると、多様な意見を反映できなくなります。

また、議員は、行政のチェック機能の役割があるので、減らすべきではありません。議員の役割は、いかに住民の声を聞き、住民の声を町政に反映させるために働くかではないでしょうか。

よって、議員定数は、削減ではなく現状維持を求めて、削減案に反対します。

議長（恩田 稔）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

賛成討論なしと認めます。

次に、原案に反対の方の発言を許します。

7番、石田タマエ議員。

（7番）石田タマエ

原案に反対の立場で発言させていただきます。

原稿も何もありません。

先ほど、桑原議員の討論にもありました。私は、まず議会がしなければならない役割、やはり住民の声を届けること。そして、行政のチェック機関であるということを考えますと、自分が今までこの議会議員としてここに在籍をさせていただいたなかで、やはりそれらが非常に欠けているなということを実感しております。それは自分を含めて非常に反省をしなければならないことだと思っております。加えて、非常に今までの議会のなかで、私は議論が足りなかったと思っております。もっともっと真剣で、皆それぞれ自分の意見というものを持った個々の意見をぶつけ合わなければならない。そんな活発な議会にしていかなければならないと思っております。大変議論の少ない議会だという反省を持っております。

そういったなかで、例えば、今12人に減らした場合、二つの常任委員会が5人、あるいは6人という委員会構成になります。そういったところで活発な議論が私はなかなか難しい、本当に声の大きい人で決まってしまうようなかたちにならざるを得ないということも予想されます。そういったことからすると、やはり今の14人で二つの委員会構成というのが最低限ではないかというのが私自身の考えです。

さらに、若い人が出やすい議会ということになりますと、本当に今のこのかたちで良いのか。減らただけでは解決はしないと思います。やはりこの議会の開催時間を、日時等々を検討するとか、外で職を持っていても議員として意見が述べられるとか、そういったような環境を作っていくと、若い人たちが自分も議会の場に立ってしっかりと意見を述べられる、そんな議会に参画しようと、そう思えるような議会にまずはしていかなければならないのではないかと、そんな思いでおります。

人口割で、多いから減らそうということではありますが、津南町は非常に広い地域で、集落もいろいろ点在しております。そういったなかで、住民の意見をしっかりと行政に反映しなければならないということを考えますと、やはり今、一人一人自分の活動がそれに伴っていたかということを考えてみなければならないと思います。そうすると、一概に減らすことは、今ここでは私は危険ではないかと思っております。

御理解をいただきたいと思っております。

議長（恩田 稔）

次に、原案に反対の方の発言を許します。

—（討論者なし）—

反対討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

発議案第8号について採決いたします。

発議案第8号について、原案に賛成の方の起立を求めます。

—（起立10名、非起立2名）—

賛成多数です。よって、発議案第8号は、原案のとおり可決されました。

日 程 第 20 議員派遣の件について

議長（恩田 稔）

議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配布した内容で議員を派遣することにいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

—（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配布したとおり派遣することに決定いたしました。

日 程 第 21 委員会の閉会中の継続調査及び審査について

議長（恩田 稔）

委員会の閉会中の継続調査及び審査についてを議題といたします。

議会運営委員長及び総文福祉常任委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配布したとおり閉会中の調査・審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

両委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査・審査に付することに御異議ありませんか。

—（異議なしの声あり。）—

異議なしと認めます。

よって、両委員長から申し出のとおり、閉会中の調査・審査に付することに決定いたしました。

議長（恩田 稔）

以上をもって本定例会に付議された事件の審議は全て議了いたしました。

町長より挨拶を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

町長（桑原 悠）

12月議会定例会、閉会に当たり、敬意と感謝を申し上げます。

皆様からは、本定例会、慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。

遠慮近憂、遠い将来への見通しを持った深い考えがなければ、目の前に心配事が起こるということだと、皆様からいただきました御意見、御指導を聞きながら思っておりました。特に、我々政治職は、そのような責任がとりわけ重いものと思っております。十分に留意し、町民の皆様それぞれの思い、御意見を受け止め、町を前に進めてまいりたいと申し上げるものでございます。

3年連続ラニーニャの冬となりまして、大雪になりましたら、建設課長とまた奥域から現場を回りたいと思っておりますが、いずれにいたしましても雪中送炭、雪の中でも町民の皆様が温かい生活を送れるよう、しっかりと守ってまいります。

原油の先物価格を見ますと、景気の先行きを予測するデータが出ておりますが、来る新年が穏やかで景気の良い兎年となりますようお願い、この1年の感謝の挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

議長（恩田 稔）

これにて令和4年第4回津南町議会定例会を閉会いたします。

—（午後2時27分）—